

ときがわ町高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画の基本指針について

1. 計画策定の基本方針

介護保険制度は、超高齢化社会における介護問題の解決を図るため、要介護者等を社会全体で支援する仕組みとして創設され、20年以上が経過した今では、介護サービス利用者は制度創設時の三倍を超えており、介護が必要な高齢者の生活の支えとして定着、発展してきています。

総人口が減少に転じる中、高齢者数は今後も増加し、高齢化は進展していきます。介護保険制度においては、いわゆる団塊の世代すべてが75歳以上となる2025年（令和7年）を見据え、介護保険制度の持続可能性を維持しながら、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことを可能としていくため、限りある社会資源を効率的かつ効果的に活用しながら、十分な介護サービスの確保のみに留まらず、「医療」「介護」「介護予防」「住まい」「自立した日常生活の支援」が包括的に確保される『地域包括ケアシステム』を深化・推進してきたところです。

平成26年には、地域支援事業の充実、低所得者の保険料軽減の強化、予防給付のうち訪問介護及び通所介護の地域支援事業への移行、特別養護老人ホームへの新規入所者を原則要介護3以上の高齢者に限定すること及び所得・資産のある人の利用者負担の見直し等を一体的に行う介護保険制度の改革が行われました。

平成29年には、保険者機能の強化等による自立支援・重度化防止に向けた取組みの推進、介護と医療の連携の推進、地域共生社会の実現に向けた取組みの推進、現役世代並み所得者の利用負担割合の見直し及び介護納付金における総報酬割の導入など介護保険制度の見直しが行われました。

2025年が近づく中で、更にもその先を展望すると、いわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年（令和22年）に向け、すでに減少に転じている生産年齢の減少が加速する中で、高齢人口がピークを迎えます。また、医療・介護の複合的ニーズを有する慢性疾患等の高齢者が増加しており、医療・介護の連携の必要性が高まっています。必要な介護サービス需要が変化することが想定される一方、生産年齢人口の急減に直面することを踏まえ、地域包括ケアシステムを支える人材の確保や介護現場における生産性の向上の推進等が重要となります。

このことを踏まえ、中長期的な目標を示すとともに、今後の介護需要やそのために必要な保険料水準などを推計し、介護サービスを提供できる体制の確保及び地域包括支援センターで実施している地域支援事業が計画的に実施できるよう計画を策定していきます。

2. 計画の位置づけ

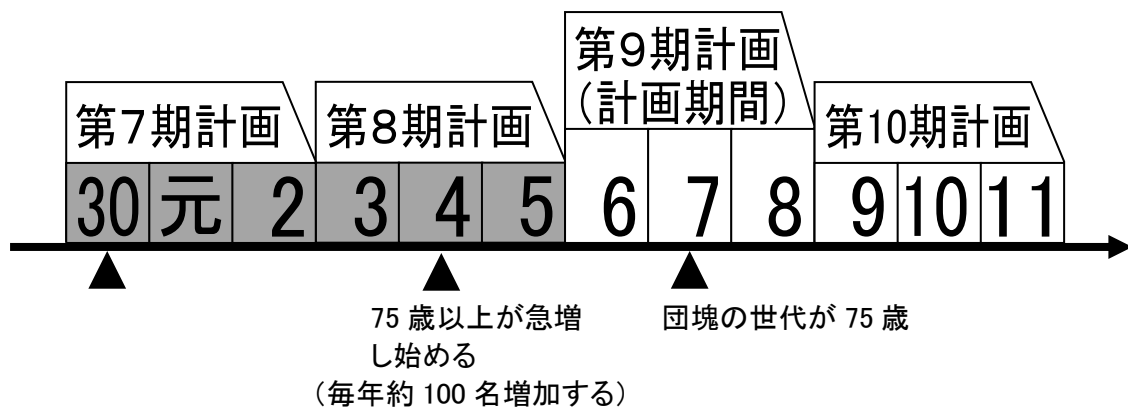
高齢者福祉計画と介護保険事業計画は、高齢者の生活を支える計画として、第二次とかがわ町総合振興計画等、高齢者の福祉に関する事項を定めるものと調和を保ちながら一体的に策定されなければならないものです。

【高齢者福祉計画】 老人福祉法第20条の8の規定に基づく計画で、老人福祉事業の供給体制の確保に関する計画です。

【介護保険事業計画】 介護保険法第117条の規定に基づく計画で、介護保険事業に係る保険給付が円滑に実施できるよう3年を1期として策定する計画です。

3. 計画の期間

計画の期間は令和6年度（2024年）から令和8年度（2026年）までの3ヶ年とします。



4. 計画策定のスケジュール（概要）

月	内 容	備 考	
9月 28日	第1回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> 計画の基本方針 ニーズ調査、在宅介護実態調査結果報告 介護保険事業等の状況報告 	
10月			
11月 中旬	第2回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> 各種事業の実施状況報告 サービス見込量の検討 計画案の検討 	
1月	中旬	<ul style="list-style-type: none"> サービス見込量の検討 保険料算定案の検討 計画案の検討 	
	下旬	<ul style="list-style-type: none"> 計画書の配布 パブリックコメント 	
2月 下旬	全員協議会	<ul style="list-style-type: none"> 3月議会にかかる全員協議会へ提出 	
3月	月上旬	介護保険条例改正	<ul style="list-style-type: none"> 保険料率の改正
	月中旬	印刷	<ul style="list-style-type: none"> 自庁印刷（約200部）

※作業の進捗状況により、内容は変更します。